

官報

号外
昭和五十四年二月十四日

○第八十七回 参議院會議録第六号

昭和五十四年二月十四日(水曜日)

午前十時三分開議

○議事日程 第六号

昭和五十四年二月十四日

午前十時開議

第一 昭和五十三年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)

○本日の會議に付した案件

一、請暇の件

一、航空機輸入問題に関する決議案(木村睦男君外八名発議)(委員会審査省略要求事件)以下 議事日程のとおり

○議長(安井謙君) これより會議を開きます。

この際、お諮りいたします。

田代由紀男君から海外旅行のため十四日間、野末陳平君から海外旅行のため八日間、それぞれ請暇の申し出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(安井謙君) この際、お諮りいたします。

木村睦男君外八名発議に係る航空機輸入問題に関する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して、これを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。よって、本案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。木村睦男君。

航空機輸入問題に関する決議案
右の議案を發議する。

昭和五十四年二月十三日

発議者

木村 睦男

遠藤 要

小谷 守

中野 明

藤井 恒男

賛成者

安孫子 藤吉

浅野 拓

伊江 朝雄

石破 二朗

糸山 英太郎

岩上 二郎

上田 稔

植木 光教

衛藤 征士郎

小澤 太郎

中山 太郎

戸塚 進也

大塚 喬

橋本 敦

青井 政美

井上 吉夫

岩動 道行

石本 茂

稲嶺 一郎

岩崎 純三

上原 正吉

江藤 智

遠藤 政夫

大石 武一

大島 友治

大谷 謙之助

長田 裕二

梶木 又三

金丸 三郎

龜長 友義

北 修二

楠 正俊

熊谷 弘

小林 国司

後藤 正夫

佐藤 信二

斎藤 十朗

志村 愛子

嶋崎 均

新谷 寅三郎

鈴木 正一

世耕 政隆

田代 由紀男

高橋 圭三

高平 公友

玉置 和郎

土屋 義彦

徳永 正利

中村 禎二

夏目 忠雄

成相 善十

野呂 田芳成

秦野 章

鳩山 威一郎

林 道

松垣 徳太郎

福岡 日出廣

藤井 裕久

藤川 一秋

二本 謙吾

降矢 敬雄

堀内 俊夫

大鷹 淑子

岡田 広

加藤 武徳

片山 正英

上條 勝久

河本 嘉久蔵

久次 米健太郎

熊谷 大三郎

源田 実

古賀 雷四郎

郡 祐一

斎藤 栄三郎

坂野 重信

塩見 俊二

下条 進一郎

菅野 儀作

鈴木 省吾

園田 清充

高橋 武雄

竹内 潔

塚田 十一郎

寺下 岩蔵

中村 啓一

永野 嚴雄

鍋島 直紹

西村 尚治

長谷川 信

初村 滝一郎

林 寛子

原 文兵衛

平井 卓志

福島 茂夫

藤井 丙午

藤田 正明

降矢 敬義

細川 護熙

堀江 正夫

真鍋 賢二

増岡 康治

町村 金五

三善 信二

森下 泰

安田 隆明

山内 一郎

吉田 実

青木 新次

苗ヶ久保 重光

穂山 篤

上田 哲

大木 正吾

粕谷 照美

片山 基市

川村 清一

栗原 俊夫

小山 一平

坂倉 藤吾

瀬谷 英行

高杉 勉忠

対馬 孝且

戸叶 武

野田 哲

広田 幸一

藤田 進

松本 英一

宮之原 貞光

村田 秀三

森下 昭司

安恒 良一

山崎 昇

吉田 正雄

阿部 憲一

和泉 照雄

太田 淳夫

上林 繁次郎

桑名 義治

前田 勲男

増田 盛

丸茂 重貞

望月 邦夫

八木 一郎

山崎 竜男

山本 富雄

阿具根 登

赤桐 操

秋山 長造

案納 勝

小野 明

大森 昭

片岡 勝治

勝又 武一

久保 亘

小柳 勇

佐藤 三吾

志苦 裕

田中 寿美子

竹田 四郎

寺田 熊雄

野口 忠夫

浜本 万三

福岡 知之

松前 達郎

丸谷 金保

村沢 牧

目黒 今朝次郎

矢田部 理

安永 英雄

吉田 忠三郎

和田 静夫

相沢 武彦

内田 善利

柏原 ヤス

黒柳 明

昭和五十四年二月十四日 参議院会議録第六号

航空機輸入問題に関する決議案 昭和五十三年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

一〇〇

堀出 啓典	鈴木 邦彦
白木義一郎	鈴木 一弘
田代富士男	多田 省吾
中尾 辰義	二宮 文造
馬場 富	原田 立
藤原 房雄	三木 忠雄
峯山 昭範	宮崎 正義
矢追 秀彦	矢原 秀男
渡部 通子	市川 正一
上田耕一郎	小笠原貞子
神谷信之助	河田 賢治
香脱タケ子	小巻 敏雄
佐藤 昭夫	下田 京子
立木 洋	内藤 功
宮本 顯治	安武 洋子
山中 郁子	渡辺 武
井上 計	柄谷 道一
木島 則夫	栗林 卓司
三治 重信	田淵 哲也
中村 利次	向井 長年
柳澤 鍊造	和田 春生
青島 幸男	市川 房枝
喜屋武眞榮	下村 泰
山田 勇	有田 一寿
柿沢 弘治	野末 陳平
円山 雅也	森田 重郎
江田 五月	田 英夫
秦 豊	

参議院議長 安井 謙殿

航空機輸入問題に関する決議

今回の米國証券取引委員会の調査報告にかか
るマクダネル・ダグラス社及びグラマン社の航空機
輸入をめぐる問題が、我が国の国民感情に与えた
影響は甚大であり、その真相の解明は徹底的かつ
迅速になされなければならない。

本院は、本問題に関するすべての疑惑を解明す
ることが、真の日米友好にとって重要であるのみ
ならず、我が国の政治の信頼をとりもどし、国民
の要望にこたえる道であると確信する。

ここに本院は、米國政府その他に対して、ダグ
ラス・グラマン問題の我が国に関する一切の資料
を提供されるよう特別の配慮を要請する。

政府においても、右の趣旨を体し、本問題の徹
底的解明のため万全の措置を講ずべきである。
右決議する。

〔木村睦男君登壇 拍手〕

○木村睦男君 ただいま議題となりました航空機
輸入問題に関する決議案につきまして、自由民主
党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共
産党及び民社党を代表し、提案の趣旨を御説明申
し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

航空機輸入問題に関する決議案

今回の米國証券取引委員会の調査報告にかか
るマクダネル・ダグラス社及びグラマン社の航
空機輸入をめぐる問題が、我が国の国民感情に
与えた影響は甚大であり、その真相の解明は徹
底的かつ迅速になされなければならない。

本院は、本問題に関するすべての疑惑を解明
することが、真の日米友好にとって重要である
のみならず、我が国の政治の信頼をとりもど
し、国民の要望にこたえる道であると確信す
る。

ここに本院は、米國政府その他に対して、ダ
グラス・グラマン問題の我が国に関する一切の
資料を提供されるよう特別の配慮を要請する。

政府においても、右の趣旨を体し、本問題の
徹底的解明のため万全の措置を講ずべきであ
る。

右決議する。

以上であります。

なお、「一切の資料」とは、いわゆる政府、国会

関係者名を含むものであります。

何とぞ、提案の趣旨を御理解願ひまして、全
員の御賛同あらんことをお願い申し上げます。

(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よっ
て、本案は全会一致をもって可決されました。

ただいまの決議に対し、内閣総理大臣から発言
を求められました。大平内閣総理大臣。

〔国務大臣大平正芳君登壇 拍手〕

○国務大臣(大平正芳君) 参議院における全会一
致の決議は、きわめて重い意味を持つものと受け
とめております。今回のダグラス・グラマン問題
につきましては、先月十九日の閣議決定を受け
て、すでに法務省は米國司法省との間に資料提供
に関する司法取り決めに締結いたしました。が、政
府といたしましては、本決議の意を体し、問題解
明のため、今後ともできる限りの努力を続けてま
いりますことをこの機会に重ねて表明いたしま
す。(拍手)

○議長(安井謙君) 日程第一 昭和五十三年度の
水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法
人税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)を
議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長坂
野重信君。

〔審査報告書は都合により第八号末尾に
掲載〕

昭和五十三年度の水田利用再編奨励補助金につ
いての所得税及び法人税の臨時特例に関する法
律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十四年二月八日

衆議院議長 灘尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

昭和五十三年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(所得税の特例)

第一条 個人が、政府から昭和五十三年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた場合には、当該個人の昭和五十三年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となった農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和五十三年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経

理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔坂野重信君登壇 拍手〕

○坂野重信君 たいい議題となりました昭和五十三年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、昭和五十三年に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、所得税法及び法人税法上の特例措置を講じようとするものであります。

すなわち、同補助金のうち、個人が交付を受けるものについては、これを一時所得とみなすとともに、農業生産法人が交付を受けるものについては、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮記帳の特例を認めようとするものであります。

本法施行に伴う昭和五十三年度の減収額は約六億円と見込まれております。

委員会におきましては、稲作転換推進に関する基本施策及び中・長期展望、今後実施予定の古米売却処理の内容等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

本日は、これにて散会いたします。

午前十時十一分散会

出席者は左のとおり。

議長 安井 謙君
副議長 加瀬 完君

議員

田 英夫君	青島 幸男君	前島英三郎君	山田 勇君	大石 武一君	新谷寅三郎君	田淵 哲也君	多田 省吾君	二宮 文造君	古賀雷四郎君	藤井 恒男君	淡谷 邦彦君	鈴木 一弘君	黒柳 明君	矢追 秀彦君	遠藤 政夫君	三治 重信君	阿部 憲一君	馬場 富君	龜長 友義君	三木 忠雄君	堀出 啓典君	桑名 義治君	渡部 通子君	和泉 照雄君	太田 淳夫君
中西 一郎君	秦 豊君	市川 房枝君	江田 五月君	下村 泰君	上原 正吉君	向井 長年君	中尾 辰義君	小平 芳平君	志村 愛子君	中村 利次君	柏原 ヤス君	宮崎 正義君	栗林 卓司君	田代富士男君	中野 明君	金丸 三郎君	和田 春生君	上林繁次郎君	原田 立君	柳澤 鍊造君	峯山 昭範君	内田 善利君	藤原 房雄君	矢原 秀男君	相沢 武彦君

北 修二君	下条進一郎君
鈴木 正一君	田原 武雄君
高橋 圭三君	衛藤征士郎君
岩崎 純三君	伊江 朝雄君
浅野 拓君	長谷川 信君
後藤 正夫君	糸山英太郎君
遠藤 要君	松垣徳太郎君
寺下 岩藏君	平井 卓志君
林 道君	世耕 政隆君
小林 国司君	中山 太郎君
河本嘉久蔵君	片山 正英君
梶木 又三君	藤井 丙午君
嶋崎 均君	土屋 義彦君
長田 裕二君	木村 睦男君
八木 一郎君	塚田十一郎君
熊谷太三郎君	源田 実君
郡 祐一君	二木 謙吾君
加藤 武徳君	小澤 太郎君
丸茂 重貞君	山東 昭子君
坂元 親男君	中村 太郎君
前田 勲男君	岩上 二郎君
山本 富雄君	真鍋 賢二君
高平 公友君	竹内 潔君
中村 啓一君	成相 善十君
野呂田芳成君	福島 茂夫君
戸塚 進也君	上條 勝久君
堀内 俊夫君	森下 泰君
望月 邦夫君	藤川 一秋君

福岡日出磨君	嶋山威一郎君
細川 護熙君	斎藤 十朗君
安孫子藤吉君	青井 政美君
井上 吉夫君	石破 二郎君
大島 友治君	大鷹 淑子君
安田 隆明君	初村瀧一郎君
上田 稔君	山崎 竜男君
鈴木 省吾君	徳永 正利君
町村 金五君	西村 尚治君
楠 正俊君	最上 進君
佐々木 満君	柿沢 弘治君
円山 雅也君	増岡 康治君
堀江 正夫君	降矢 敬雄君
有田 一寿君	森田 重郎君
林 寛子君	藤井 裕久君
降矢 敬義君	高杉 勉忠君
村沢 牧君	勝又 武一君
夏目 忠雄君	永野 嚴雄君
広田 幸一君	矢田部 理君
久保 亘君	家納 勝君
佐藤 信二君	岡田 広君
斎藤栄三郎君	坂野 重信君
粕谷 照美君	浜本 万三君
石本 茂君	久次米健太郎君
菅野 儀作君	山内 一郎君
松本 英一君	安永 英雄君
竹田 四郎君	大塚 喬君
金井 元彦君	瀬谷 英行君

山崎 昇君	片岡 勝治君
小野 明君	坂倉 藤吾君
佐藤 三吾君	下田 京子君
佐藤 昭夫君	大森 昭君
松前 達郎君	磯山 篤君
山中 郁子君	安武 洋子君
内藤 功君	安恒 良一君
吉田 正雄君	大木 正吾君
沓脱タケ子君	小巻 敏雄君
志苦 裕君	福岡 知之君
森下 昭司君	青木 新次君
野田 哲君	対馬 孝且君
小笠原貞子君	神谷信之助君
赤桐 操君	小山 一平君
寺田 熊雄君	宮之原貞光君
上田 哲君	和田 静夫君
立木 洋君	橋本 敦君
小谷 守君	川村 清一君
田中寿美子君	野口 忠夫君
栗原 俊夫君	曹ヶ久保重光君
市川 正一君	秋山 長造君
村田 秀三君	吉田忠三郎君
戸叶 武君	小柳 勇君
阿具根 登君	藤田 進君
河田 賢治君	宮本 顕治君
内閣総理大臣	大平 正芳君

大蔵大臣 金子 一平君

議長の報告事項

去る一月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

佐藤 昭夫君

渡辺 武君

神谷信之助君

上田耕一郎君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

予算委員会

理事 井上 吉夫君 (宮田輝君の補欠)

理事 岩動 道行君 (内藤善三郎君の補欠)

理事 嶋崎 均君 (中村太郎君の補欠)

理事 久保 亘君 (竹田四郎君の補欠)

理事 瀬谷 英行君 (吉田忠三郎君の補欠)

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 予算の執行状況に関する調査

一、目的 予算の執行状況について調査し、今後における予算審査に資する。

一、方法 関係者から説明を聴取し、資料を収集し、また、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よって参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十四年一月三十一日

予備委員長 町村 金五

参議院議長 安井 謙殿

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

大手私鉄の運賃値上げに伴うサービス改善に関する質問主意書(奮脱タケ子君提出)

去る一日衆議院から、同院は議長に瀬尾弘吉君を選挙した旨の通知書を受領した。

去る二日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

元号法案

記

異動前の官職名	氏 名
内閣官房内閣調査室長	下稻葉耕吉君
警察庁長官官房会計課長	大高 時男君
警察庁刑事局保安部長	森永正比古君
行政管理庁長官官房会計課長	石黒 晃君

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第八十七回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣調査室長	森永正比古君
警察庁長官官房会計課長	城内 康光君
警察庁刑事局保安部長	塩飽 得郎君
行政管理庁長官官房会計課長	田代 文俊君

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房内閣調査室長森永正比古君外三名(同日議長承認)を第八十

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

航空機燃料税法の一部を改正する法律案

日本専売公社法等の一部を改正する法律案

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

異動後の官職名	異動年月日
警察庁警察大学校長	昭五四・二・二
長野県警察本部長	同
内閣官房内閣調査室長	同
行政管理庁中国管区行政監察局長	昭五四・二・一

七回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

内閣委員	補欠
山 中 郁子君	小笠原貞子君
社会労働委員	補欠
小笠原貞子君	山 中 郁子君

去る五日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

昭和五十三年の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

去る六日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

二宮 文造君 補欠 原田 立君

同日内閣から、参議院議員奮脱タケ子君提出大手私鉄の運賃値上げに伴うサービス改善に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、二月二十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

去る七日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公害対策及び環境保全特別委員

田中寿美子君 補欠 赤 桐 操君

物価等対策特別委員

大蔵委員

竹田 四郎君

目黒今朝次郎君

目黒今朝次郎君

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

昭和五十三年の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴訟追及委員及び同予備員を左記のとおり補欠選任し、予備員の職務を行う順序は、鳩山邦夫君を第五順位とし、第二順位の予備員である青木正久君を第一順位とし、第五順位の予備員である後藤田正晴君を第二順位とした旨の通知書を受領した。

記

裁判官訴訟追及委員

予備員	補欠
中山 正暉君(堀崎潤君の補欠)	鳩山 邦夫君(中山正暉君の補欠)

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

昭和五十四年二月十四日 参議院會議録第六号 議長の報告事項

大蔵委員

辞任

目黒今朝次郎君

補欠

竹田 四郎君

社会労働委員

辞任

竹田 四郎君

補欠

目黒今朝次郎君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

国際観光振興会法の一部を改正する法律案

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員桑原君提出大平内閣による成田問題解決への基本的アプローチに関する質問に対する答弁書

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

小笠原貞子君

補欠

山中 郁子君

森田 重郎君

野末 陳平君

大蔵委員

辞任

野末 陳平君

社会労働委員

辞任

山中 郁子君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

船舶整備公団法の一部を改正する法律案
外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

雇用保険法等の一部を改正する法律案
地方税法等の一部を改正する法律案

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

山中 郁子君

野末 陳平君

法務委員

辞任

宮本 顕治君

補欠

山中 郁子君

大蔵委員

辞任

森田 重郎君

補欠

野末 陳平君

文教委員

辞任

亀井 久興君

農林水産委員

辞任

藤原 房雄君

予算委員

辞任

和田 静夫君

山田 勇君

決算委員

辞任

安永 英雄君

喜屋武眞榮君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

原田 立君

交通安全対策特別委員

辞任

山中 郁子君

補欠

内藤 功君

公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

内藤 功君

補欠

山中 郁子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

大蔵委員会

理事 和田 静夫君 (福岡知之君の補欠)

理事 矢追 秀彦君 (堀出啓典君の補欠)

農林水産委員会

理事 栗原 俊夫君 (村田秀三君の補欠)

理事 相沢 武彦君 (相沢武彦君の補欠)

商工委員会

理事 大森 昭君 (大森昭君の補欠)

建設委員会

理事 苗々久保重光君 (栗原俊夫君の補欠)

同日議員木村睦男君外八名から委員会審査省略請求書を附して次の議案が提出された。

航空機輸入問題に関する決議案

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(第八十五回国会提出、衆議院継続審査)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

港湾労働法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

山中 郁子君

補欠

内藤 功君

国民年金法等の一部を改正する法律案
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律
の一部を改正する法律案
沿岸漁業改善資金助成法案

同日委員長から次の報告書が提出された。

昭和五十三年度の水田利用再編奨励補助金につ
いての所得税及び法人税の臨時特例に関する法
律案可決報告書

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動
があつたのでその政府委員としての資格を失つた
旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
官職名 官職名

外務省条約局長 大森誠一君 外務大臣 昭和三十三
官房付

同日内閣総理大臣から議長宛、本日付をもつて外
務省アメリカ局長中島敏次郎君の第八十七回国会
政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者
を第八十七回国会政府委員に任命することを承認
した。

外務省アメリカ局長 中島敏次郎君
兼外務省条約局長

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省アメリカ局
長兼外務省条約局長中島敏次郎君(同日議長承認)
を第八十七回国会政府委員に任命した旨の通知書
を受領した。

大平内閣による成田問題解決への基本的アプ
ローチに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

昭和五十四年一月十二日

参議院議長 安井 謙殿 秦 豊

大平内閣による成田問題解決への基本的ア
プローチに関する質問主意書

成田空港が暫定開港である以上、成田問題は現
在的な課題であることに変わりはないと思料され
るところであるが、大平正芳首相御自身の成田問
題への対処についての御見解が、何故かまだに
明らかにされていない。

一方、福田前首相やその周辺は、福田内閣下に
あつて既に成田問題の本質にお気づきになられ、
本格的解決への入口に到達されていたやに拝察さ
れる。

そこで、成田問題解決への基本的アプローチに
対する大平首相御自身の御見解を以下賜りたい。

一 福永前運輸相の強行方針により名目的な開港
を余儀なくされた成田空港も、暫定開港である
以上、なおも現在の課題であると思料される
が、大平内閣にあつては、成田問題は既に決着
ずみの問題であり、積極的に乗り出すまでもな
いとして、なりゆきまかせに放置されるのか。
放置されるとすば、それでよしとする理由を説

明されたい。

二 「基本的人権の保障」を核心とした「法の支配」
のもとで成田問題を解決することに御異議があ
れば、その理由を説明されたい。

三 事実上即し真実を明らかにする中で、成田問
題を解決することに御異議があれば、その理由
を説明されたい。

四 適正かつ合理的に成田問題を解決することに
御異議があれば、その理由を説明されたい。

五 成田問題を適正かつ合理的に解決するのであ
れば、単に成田問題だけを状況から切りはなし
て処理することは不可能であつて、羽田空港や
大阪空港に係る問題、国際空港の国内的配置の
問題、日米航空協定の改定交渉に係る問題、或
いは国内航空体系の問題、更には国内交通体系
の問題などへの影響は必至である。これらが逆
に成田問題の処理を規定する要因ともなり得る
と思料されるが、成田問題を、これだけ切りは
なして解決できるとするのであれば、その理由
を説明されたい。

右質問する。

昭和五十四年二月九日

内閣総理大臣 大平 正芳

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員秦豊君提出大平内閣による成田問題
解決への基本的アプローチに関する質問に対

し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出大平内閣による成田
問題解決への基本的アプローチに関する質
問に対する答弁書

一から五までについて

新東京国際空港は、長期の航空輸送需要に対
応し、将来における主要な国際航空路線の用に
供することができるとして設置が計画され
たものであり、今後とも関係法令の定めるとこ
ろに従い、適正かつ合理的に、その整備及び円
滑な運営の確保を図つてまいりたい。

昭和五十四年二月十四日 参議院會議録第六号

一〇六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代)
〒107